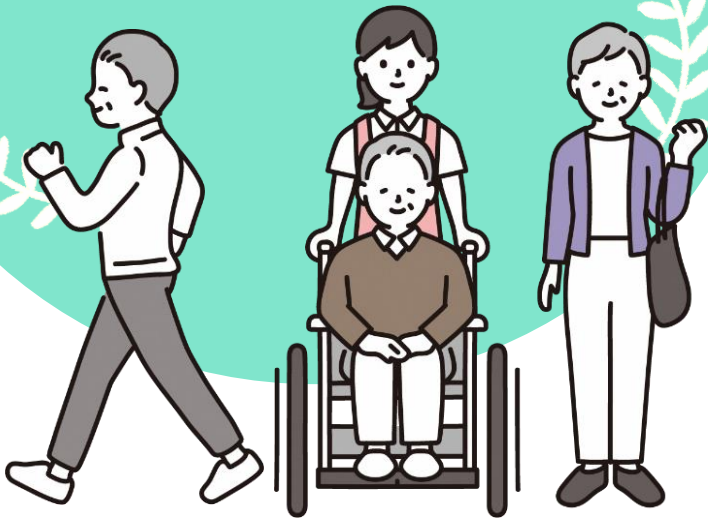


# 高齢者 ハンドブック



# 住み慣れた地域で いきいきと暮らすために

高齢者の皆さまが日々の暮らしの中で、高齢者に関する支援やサービスについて、『たくさんあってわかりにくい』、『こんな時はどうしよう』と思っている方も多くいると思います。

この『高齢者ハンドブック』は、それらの不安が解消できるように相談機関や支援・サービスをまとめたものです。

高齢者の皆さまが安心して生活を続けられるよう、ご本人やご家族の手助けになる一冊となれば幸いです。



- ハンドブックをご覧いただく前に  
制度改正等により、内容等が変更となっている可能性がありますので  
ご注意ください。

## 目次 ～もくじ～

生活支援（在宅福祉サービス） ..... 4ページ

- 在宅高齢者等生活支援機器購入費の助成
- 通院支援タクシー券の給付
- 緊急通報システムの設置
- 給食サービス（配食サービス）
- ハートコール
- 除雪困難世帯生活通路等除雪支援
- 高齢者世帯等除雪費助成

生きがいづくり ..... 8ページ

- ふるさと学園大学
- ゆめりあ部会
- 老人クラブ

敬老・慶祝 ..... 10ページ

- 長寿を祝う会
- 敬老祝品

介護予防 ..... 11ページ

- すまいるあっぴ
- 地域リハビリ活動支援事業

健康づくり ..... 13ページ

- 健康教育
- 健康相談
- 健康診断
- 予防接種

後期高齢者医療制度 ..... 19ページ

- 対象者
- これから加入される方へ
- 医療を受けるには・保険料・納付方法

介護保険 ..... 20ページ

- 介護保険サービスの対象者等
- 介護保険サービスの利用までの流れ
- 利用者の負担割合と負担軽減
- 介護保険料
- 地域包括支援センター
- 利用できるサービス（介護保険法に基づくサービス）
- 介護保険法に基づき町が実施しているサービス【主なもの】（地域支援事業）
- 介護予防基本チェックリスト

認知症の方への支援 ..... 30ページ

- 主な相談窓口
- 認知症初期集中支援チーム～必要な支援が届きにくい方に～
- 認知症カフェ〔まんまるカフェ〕

生活に関する困りごと～あんしんサポートセンター ..... 32ページ

- あんしんサポートセンターの事業

もしものために ..... 33ページ

- ハートコール
- 配食サービスによる安否確認
- 緊急通報システムの設置
- 災害時避難支援制度
- 救急医療情報キットの配布
- 中空知高齢者 SOS ネットワーク

相談窓口 ..... 36ページ



# 生活支援（在宅福祉サービス）

## 在宅高齢者等生活支援機器購入費の助成

在宅で生活している高齢者や障害者を介助する方の負担を軽減するための機器の購入費用の一部を助成します。助成を希望される方は一度お問い合わせください。

- 助成金額 購入費用の2分の1の額  
(各機器の上限金額については下の表を参考にしてください。)
- 対象機器・対象者

対象機器	対象者	助成上限金額
コミュニケーションロボット	介護認定を受けた方	30,000円
補聴器	65歳以上で聴力レベルが40デシベル以上の方（中等度難聴）	50,000円
階段昇降機 <small>※設置する住宅に3年以上居住しており、設置後も引き続き居住する方が条件です。</small>	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（3級以上）を受けており下肢または体幹の機能障害を有している方 ②内部障害があり、車椅子について補装具費の支給を受けている方 ③要介護1以上または要支援認定を受けた方で、階段等の昇降が困難な方	300,000円
電話録音防犯機器	65歳以上の方	5,000円

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

## 通院支援タクシー券の給付

在宅の要介護高齢者に、病院への通院に要する交通費の一部を扶助します。

- 給付 タクシー・ハイヤー利用券 月2回年間24枚（初乗り料金600円）
- 対象 次の条件のいずれにも該当する方
  - ・ 町内に在住し居宅で生活する方（社会福祉施設を除く。）
  - ・ 要介護認定を受けた方
  - ・ 心身の障害、疾病により2カ月に1回以上通院する方
  - ・ 生活保護世帯ではない方

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

## 緊急通報システムの設置

緊急時にボタンひとつで消防署へつながる「通報装置」を設置します。

- 対象者 次のいずれかに該当する方
  - \*病気などにより生活に不安がある75歳以上の方
  - \*病気などにより生活に不安がある65歳以上74歳未満の方のみで構成される世帯
  - \*要支援・要介護認定を受けている方
  - \*身体障害者手帳をお持ちの方
- 料 金 月額418円（機器レンタル料）【設置費用はかかりません。】
- 申 請 「緊急通報システム事業利用申請書」の記載
- その他 安否確認を依頼できる協力員として、親類や知人、民生委員児童委員を消防署に3名登録します。  
NTTの固定電話回線が必要です。



お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

## 給食サービス（配食サービス）

調理が困難な高齢者や障がい者等に対し、給食を提供し、合わせて見守りを行います。

- 時 期 通年（毎週火曜日、水曜日、金曜日の昼食）
- 対 象 要介護認定または障害支援区分認定を受けている65歳以上の方  
または85歳以上の方
- 利用料 1食500円

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎76-2600

## ハートコール

ボランティアが定期的に安否確認のほか、お話し相手や日常の困りごとをお聞きします。

- 日 時 月曜日、水曜日
- 対 象 65歳以上の町民
- 利用料 無料（事前に利用登録が必要です。）



お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎76-2600

## 除雪困難世帯生活通路等除雪支援

町内在住の除雪が困難な高齢な高齢者世帯や障害者世帯が安心して冬期間の生活ができるように、生活通路及び避難経路の確保のための除雪を行います。

### ●対象者

町内に居住し、次の条件のいずれかに該当する方

- ・11月15日時点で18歳未満または70歳以上の方
- ・身体障害者手帳を交付された方  
(1級または2級、肢体不自由の下肢もしくは体幹に区分される方)
- ・療育手帳がA判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級がある方
- ・障がい福祉サービス障害支援区分4以上の認定を受けている方
- ・特別障害者手当の支給を受けている方

※上記に該当しない70歳未満の方と同居している、もしくは公租公課を滞納している場合は利用できません。

●除雪期間 11月15日～翌年3月31日

●除雪範囲 玄関から公道までの人が通るのに支障をきたさない範囲

●申請先 保健福祉課子育て・福祉グループ

### ●提出物

- ・除雪困難世帯生活通路等除雪支援事業利用申請書

### ●料金

	生活通路		住宅の窓
	11月	12月～3月	1回1時間あたり
住民税所得割課税世帯	1,500円	3,000円	1,120円
住民税非課税世帯	1,000円	2,000円	750円
生活保護世帯	500円	1,000円	375円

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

## 高齢者世帯等除雪費助成

町内在住の自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等が安心して冬期間の生活ができるよう、対象者が除雪のために業者などに支払った費用の2分の1を助成します（除雪業者などとの委託契約が必要です）。

### ●対象者

町内に居住（11月15日時点）し、そこに居住している方のうち、世帯員全員が住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯で、次の条件のいずれかに該当する方

- ・18歳未満または65歳以上の方
  - ・身体障害者手帳がある方（等級制限なし）
  - ・療育手帳がある方
  - ・精神障害者保健福祉手帳がある方
  - ・障がい福祉サービス障害支援区分の認定を受け、介護給付を受けている方
- ※上記に該当しない65歳未満の方と同居している、もしくは公租公課を滞納している場合は利用できません。

●除雪期間 11月15日～翌年3月31日

### ●除雪範囲

- ・玄関から道路までの生活通路
- ・置き雪の排雪
- ・屋根の雪下ろし
- ・窓雪の除雪



※申請者と委託業者で詳細を決めるため、上記以外も対象となる場合があります。

●申請先 保健福祉課子育て・福祉グループ

### ●提出物

#### 利用申請

- ・高齢者世帯等除雪費助成事業利用申請書

#### 助成金申請

- ・高齢者世帯等除雪費助成事業助成金交付申請書兼請求書
- ・委託契約書の写し
- ・領収書の写し
- ・口座が分かるもの（キャッシュカード、通帳のコピー）

●助成金額 委託業者に支払った金額の2分の1の額（上限額 50,000円）



お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

# 生きがいづくり

町内に在住の60歳以上の高齢者の学習意欲の高揚や、高齢者自身の豊富な知識や経験を生かして積極的な社会参加を図ります。また、健康や体力の維持・増進に努め、充実した明るい笑顔が満ちあふれた生きがいがある生活を目指します。



## ふるさと学園大学

健康や体力づくり、高齢者に関心が高い一般教養や身近な話題をテーマにした講座に参加できます。学生の相互交流を目的としたレクリエーションや社会見学旅行に参加することもできます。

- 開講期間 5月～翌年3月まで（年間13回の講義・レクリエーション）
- 修了基準 全講義の出席率8割（10回以上の出席）以上で認定します。

お問合せ 教育委員会社会教育グループ（ゆめりあ内）

☎76-4233

## ゆめりあ部会

高齢者による自主的な団体で、ゆめりあを拠点に趣味や特技を通して地域文化の向上や健康増進、相互交流などの活動を定期的に行います。

- 活動回数 年間46回以内（1月は2回）
- 活動時間 午前9時から午後3時まで
- 部会の種類

部会	活動日時
卓球部会	毎週金曜日 午前10時～午後3時
ピンネカラオケ部会	第2、4月曜日（偶数月は3回目を実施） 午前10時～午後3時
陶芸部会	毎週月曜日 午前9時～午後3時
短歌部会	第2、4金曜日 午前10時～午後1時
コーラスサークル	第1、3金曜日 午前10時～午後1時
木好苦楽部（もっこうくらぶ）	第2、最終木曜日 午前10時～午後1時
健康マージャン部会	毎週水曜日 午前9時～午後3時
舞踊部会	毎週水曜日 午前10時～午後1時

お問合せ 教育委員会社会教育グループ（ゆめりあ内）

☎76-4233

## 老人クラブ

高齢者による自主的な団体で、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり生活を豊かにする活動を行っています。

また、高齢者自身の知識と経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域の社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを中心に活動しています。

- 対 象 おおむね60歳以上の方
- 入会方法 お住まいの地域の老人クラブに直接お問い合わせください。  
連絡先が分からない場合は、保健福祉課子育て・福祉グループ  
にご連絡ください。

- お住まいの老人クラブについて  
お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内） ☎72-2035
- 老人クラブ連合会について  
お問合せ 老人クラブ連合会事務局（改善センターみらいえ内） ☎76-2600



# 敬老・慶祝

## 長寿を祝う会

町や地域社会の発展に貢献した高齢者の方々に対して、長寿をお祝いするため、毎年8月の最終木曜日に開催しています。

食事をしながら、ステージイベント、抽選会などで楽しんでいただきます。

- 開催時期 8月最終木曜日
- 対象 満76歳（喜寿）を迎える方及び満80歳以上となる方
- 会場 改善センター（みらいえ）

お問合せ 長寿を祝う会実行委員会事務局

☎72-2035

（役場内保健福祉課子育て・福祉グループ）

## 敬老祝品

節目の慶祝者に対し、各節目に応じ記念品としてふれあい商品券を「長寿を祝う会」開催にあわせて贈呈します。

なお、100歳対象者の記念品は、敬老の日前後に持参の上、本人に手渡します。

- 対象・祝品（ふれあい商品券）

喜寿（ 77歳）	3,000円
米寿（ 88歳）	7,000円
白寿（ 99歳）	10,000円
百寿（100歳）	15,000円
茶寿（108歳）	20,000円
珍寿（110歳）	20,000円

お問合せ 長寿を祝う会実行委員会事務局

☎72-2035

（役場内保健福祉課子育て・福祉グループ）



# 介護予防

65歳以上の町民を対象に、介護の必要な状態になることを予防するとともに、いつまでもいきいきと自分らしく地域の中で暮らせるよう、身近な地域で介護予防に取り組んでいます。

## 健康教室「すまいるあっぷ」

健康教室「すまいるあっぷ」は、いつまでも元気に住み慣れた場所で過ごしていくための介護予防教室です。介護予防体操や軽運動を通じて健康増進を図り、また、地域住民の交流の場でもあります。

スタッフがお手伝いしながら、参加者が主体となって活動しています。

- 会 場 お住まいの行政区会館
- 日 時 10：00～11：30

月曜日	橋本区・弥生区
火曜日	菊水区・花月区
水曜日	みどり区・青葉区・徳富区
木曜日	中央区・大和区
金曜日	文京区・総進区

- 参加費 無料
- 送迎費 希望者のみ往復100円（片道50円）
- 対 象 65歳以上の町民
- 内 容 体操、レクリエーション、脳トレ など

お問合せ 社会福祉協議会ボランティアセンター（改善センターみらいえ内） ☎74-5343

### 地域全体で高齢者を支える仕組み ～介護予防サポーターの役割～

高齢になったとき、病気や障がい、要介護、認知症の状態になったとき、介護保険制度をはじめとするさまざまな制度によるサービスを利用することができます。

しかし、制度によるサービスでは対応できなかつたり、解決が難しい問題があります。地域の人と交流を持ち、生き生きと暮らし続けていくために、助け合い活動が大きな役割を果たします。

そのような地域の担い手として養成講座を受講した「介護予防サポーター」が、「すまいるあっぷ」のお手伝いなどを行っています。

介護予防サポーターは、見守り支援、買い物・外出支援、居場所づくりなどさまざまな場面で期待されています。

- お問合せ  
社会福祉協議会ボランティアセンター（改善センターみらいえ内） ☎74-5343

## 地域リハビリ活動支援事業

最近、運動器といわれる、骨、関節、筋肉、神経などに気になる点はありませんか。

空知中央病院リハビリテーション専門職の先生が、各行政区自治会館に定期的に伺い、悩み解決のお助けをします。

楽しい日常生活を長く送るための簡単な運動や体のしくみなど、皆さんと理解を深めませんか。

- 対象者 町内にお住まいの高齢者（概ね65歳以上）の方
- 開催日 行政区ごとに年4回 13時00分～14時30分
- 場 所 各行政区自治会館
- 参加費 無料
- 講 師 空知中央病院理学療法士または作業療法士

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035



「すまいるあっぷ」の様子



# 健康づくり

健康に関する知識の普及啓発や健康相談などを行っています。また、高齢者の保健事業と介護予防を切れ目なく、一体的に実施することで、健康づくりを推進しています。

## 健康教育

健康の保持増進のため、保健師・栄養士が生活習慣病予防など、健康づくりやフレイル予防に関する健康教育を行っています。

健康教育を希望される団体は、事前にお申し込みください。

お問合せ 保健福祉課健康推進グループ（ゆめりあ内）

☎72-2000

## 健康相談

保健師・栄養士が生活習慣病予防や栄養に関する健康相談を行っています。

お問合せ 保健福祉課健康推進グループ（ゆめりあ内）

☎72-2000

## 健康診断

生活習慣病等の早期発見や重症化を予防するため、各種健康診断を実施しています。健診日程などの詳しい情報は、広報誌やホームページをご覧ください。

- 内容 特定健診、後期高齢者健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、エキノコックス症検診、ピロリ菌検査、卵巣超音波検査

お問合せ 保健福祉課健康推進グループ（ゆめりあ内）

☎72-2000

## 予防接種

予防接種を指定医療機関で行った場合、接種費用を助成します。

### ●新型コロナ（10/1～3/31）

#### ①助成対象者

（１）接種日に65歳以上の方

（２）接種日に60歳～64歳で心臓や腎臓、呼吸器などに重い病気（身体障害者手帳1級）のある方（接種前にゆめりあ保健福祉課健康推進グループへ申請が必要です）

#### ②自己負担

4,000円（期間内に指定医療機関で接種した場合）

※対象者のうち、生活保護受給者の方は、無料です。

#### ③指定医療機関

所在地	医療機関名	電話番号	受診要件
新十津川町	花月クリニック	74-2021	
	空知中央病院	76-4111	入院患者・定期通院者優先 予約は病院窓口で受付、電話不可
滝川市	石田クリニック	24-2125	かかりつけ患者のみ
	えべおつファミリークリニック	75-5500	受診歴ある方のみ
	おおい内科循環器クリニック	23-8880	
	神部クリニック	22-2021	月～金曜日受付
	久保会医院	22-3363	接種は金曜日のみ
	佐藤医院（一の坂町）	23-3255	定期通院者のみ
	佐藤病院（泉町）	24-0111	定期通院者、入院患者のみ
	鈴木内科クリニック	23-2753	65歳以上の定期通院者のみ
	青藍会クリニック	23-5195	
	たきかわクリニック	23-1818	
	滝川市立病院	22-4311	透析患者のみ
	滝川脳神経外科病院	22-0250	定期通院者、入院患者のみ
	若葉台病院	75-2266	65歳以上の定期通院者・入院患者のみ
砂川市	いとう内科循環器科クリニック	55-3355	定期通院者、令和6年度接種者優先
	砂川慈恵会病院	54-2300	65歳以上のみ
	細谷医院	52-3057	
	明円医院	53-2100	
雨竜町	新雨竜第一病院	77-2121	定期通院者、入院患者のみ

●インフルエンザ（10/1～1/31）

①助成対象者

（１）接種日に65歳以上の方

（２）接種日に60歳～64歳で心臓や腎臓、呼吸器などに重い病気（身体障害者手帳1級）のある方（接種前にゆめりあ保健福祉課健康推進グループへ申請が必要です）

②自己負担

1,000円（期間内に指定医療機関で接種した場合）

※対象者のうち、生活保護受給者の方は、無料です。

③指定医療機関

所在地	医療機関名	電話番号	受診要件
新十津川町	花月クリニック	74-2021	
	空知中央病院	76-4111	入院患者・定期通院者優先 予約は病院窓口で受付、電話不可
滝川市	石田クリニック	24-2125	かかりつけ患者のみ
	えべおつファミリークリニック	75-5500	受診歴がある方のみ
	おおい内科循環器クリニック	23-8880	
	男澤医院	23-3183	
	神部クリニック	22-2021	月～金曜日、定期通院者優先
	久保会医院	22-3363	
	こしお整形外科クリニック	26-1154	
	佐藤医院（一の坂町）	23-3255	
	佐藤病院（泉町）	24-0111	
	鈴木内科クリニック	23-2753	65歳以上の定期通院者のみ
	青藍会クリニック	23-5195	
	たきかわクリニック	23-1818	
	滝川市立病院	22-4311	入院患者・透析患者のみ
	滝川中央病院	22-4344	入院患者・定期通院者のみ
	滝川脳神経外科病院	22-0250	定期通院者優先
	脳神経よしだクリニック	26-2600	定期通院者のみ
	若葉台病院	75-2266	
	砂川市	いとう内科循環器科クリニック	55-3355
砂川慈恵会病院		54-2300	65歳以上
すながわ耳鼻咽喉科		55-3387	
砂川市立病院		54-2131	
細谷医院		52-3057	
明円医院		53-2100	
雨竜町	新雨竜第一病院	77-2121	

●高齢者肺炎球菌

- ①助成対象者（過去に予防接種を受けたことがない方で下記に該当する方）
- （１）接種日に65歳の方（65歳の誕生日から1年間）
- （２）接種日に60歳～64歳で心臓や腎臓、呼吸器などに重い病気（身体障害者手帳1級）のある方（接種前にゆめりあ保健福祉課健康推進グループへ申請が必要です）
- ②自己負担  
無料（指定医療機関で実施した場合）
- ③指定医療機関

場所	医療機関名	電話番号	備考
町内	花月クリニック	74-2021	
	空知中央病院	76-4111	
滝川	石田クリニック	24-2125	
	えべおつファミリークリニック	75-5500	通院歴有のみ
	おおい内科循環器クリニック	23-8880	
	男澤医院	23-3183	
	神部クリニック	22-2021	
	久保会医院	22-3363	
	こしお整形外科クリニック	26-1154	
	佐藤医院（一の坂町）	23-3255	
	佐藤病院（泉町）	24-0111	
	鈴木内科クリニック	23-2753	
	青藍会クリニック	23-5195	
	たきかわクリニック	23-1818	
	滝川市立病院	22-4311	
	滝川中央病院	22-4344	
	脳神経よしだクリニック	26-2600	
	若葉台病院	75-2266	
砂川	いとう内科循環器科クリニック	55-3355	
	砂川慈恵会病院	54-2300	
	砂川市立病院	54-2131	
	細谷医院	52-3057	
	明円医院	53-2100	
雨竜	新雨竜第一病院	77-2121	

●帯状疱疹（4/1～3/31）

①助成対象者（過去に予防接種を完了していない方で下記に該当する方）

（1）令和7年度中に下記の年齢になる方

年齢区分	生年月日
65歳	昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日
75歳	昭和25年4月2日 ～ 昭和26年4月1日
80歳	昭和20年4月2日 ～ 昭和21年4月1日
85歳	昭和15年4月2日 ～ 昭和16年4月1日
90歳	昭和10年4月2日 ～ 昭和11年4月1日
95歳	昭和 5年4月2日 ～ 昭和 6年4月1日
100歳以上	大正15年4月1日以前に生まれた方

（2）接種日に60歳～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（身体障害者手帳1級）があり、日常生活がほとんど不可能な方（接種前にゆめりあ保健福祉課健康推進グループへ申請が必要です）

②自己負担（指定医療機関で接種した場合）

ワクチン種別	生年月日	自己負担額
【組換えワクチン】 シングリックス	2カ月以上の間隔をあけて 2回接種（筋肉内に接種）	1回当たり 9,000円 2回接種で18,000円
【生ワクチン】 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	1回（皮下に接種）	3,000円

※対象者のうち、生活保護受給者の方は、無料です。

③ワクチンの効果

帯状疱疹に対する ワクチンの効果		組換えワクチン	生ワクチン
	接種後 1年時点	9割以上の予防効果	6割程度の予防効果
	接種後 5年時点	9割程度の予防効果	4割程度の予防効果
	接種後10年時点	7割程度の予防効果	—

※合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

④ワクチンの副反応（「\*」はワクチンを接種した部位の症状）

主な副反応の発現割合	組換えワクチン	生ワクチン
70%以上	痛み*	—
30%以上	皮膚の赤み*、筋肉痛、疲労	皮膚の赤み*
10%以上	頭痛、腫れ*、悪寒、発熱、胃腸症状	痒み*、熱感*、腫れ*、 痛み*、硬結*
1%以上	痒み*、倦怠感、その他の痛み	発疹、倦怠感

⑤指定医療機関

	医療機関名	電話番号	带状疱疹		備考
			組換え	生	
町内	花月クリニック	74-2021	○	○	
	空知中央病院	76-4111	×	○	
滝川市	石田クリニック	24-2125	○	×	
	えべおつファミリークリニック	75-5500	○	○	通院歴のある方にのみ実施します
	おおい内科循環器クリニック	23-8880	○	○	
	男澤医院	23-3183	○	○	
	神部クリニック	22-2021	○	×	
	久保会医院	22-3363	○	▲	原則組換えワクチンを使用。生ワクチン接種希望者は要相談
	こしお整形外科クリニック	26-1154	○	○	
	佐藤医院（一の坂町）	23-3255	○	○	
	佐藤病院（泉町）	24-0111	○	○	
	鈴木内科クリニック	23-2753	○	○	
	青藍会クリニック	23-5195	○	○	
	たきかわクリニック	23-1818	○	○	
	滝川市立病院	22-4311	○	×	
	脳神経よしだクリニック	26-2600	○	○	
	若葉台病院	75-2266	○	○	
砂川市	いとう内科・循環器科クリニック	55-3355	○	○	
	砂川慈恵会病院	54-2300	▲	▲	実施可能か医療機関に問い合わせてください。
	砂川市立病院	54-2131	○	×	
	細谷医院	52-3057	○	○	
	明円医院	53-2100	○	○	
雨竜町	新雨竜第一病院	77-2121	○	○	

お問合せ 保健福祉課健康推進グループ（ゆめりあ内）

☎72-2000



# 後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（一定の障害と認定された場合は65歳以上から）がそれまでの健康保険に代わって加入する医療制度です。

## 対象者（被保険者）

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から加入。加入の手続きは必要ありません）
- 65～74歳で、一定の障がいのある方（加入・脱退はいずれも任意で、かつ申請が必要です）

【一定の障がいのある方】

- ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ・療育手帳A(重度)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・身体障害者手帳4級で、音声障害・言語障害・下肢障害（1号・3号・4号）のいずれかの方

## これから加入される方へ

これまで加入していた健康保険からは脱退することになります。

- 町の国民健康保険に加入していた方が、75歳になり後期高齢者医療制度に加入する場合は、国民健康保険の脱退手続きは不要です。
- 上記以外の方（会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入する方）脱退手続きについては、これまで加入していた保険者にご確認ください。

## 医療を受けるには・保険料・納付方法

- 医療を受けるには、北海道後期高齢者医療広域連合から交付された「後期高齢者医療資格確認書」（※）を医療機関の窓口に提示するか、「マイナ保険証」により医療機関の窓口で受け付けしてください。

※保険証廃止後の暫定措置として、令和8年7月末までは、マイナ保険証の有無にかかわらず、はがきサイズの「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関の窓口に提示すると従来の保険証と同様に医療を受けることができます。

- 後期高齢者の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」から構成され、保険料率や賦課限度額は広域連合で設定し、2年ごとに見直しを行います。
- 保険料の納付方法については、原則介護保険料と同様に年金からの天引きになります。介護保険料が年金から天引きされていない場合、納付書または口座振替などの方法により納めていただくことになります。

後期高齢者医療制度の詳細については、制度を運営している北海道後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。



お問合せ 住民課戸籍保険グループ（役場内）

☎76-2130



# 介護保険

「介護保険制度」は、高齢になってもその人らしい生活を送ることができるよう、総合的な介護サービスを受けられる仕組みです。

介護保険の加入者（被保険者）である40歳以上の方全員で保険料を納め、介護を支えます。

新十津川町は、歌志内市・上砂川町・奈井江町・浦臼町・雨竜町とともに、空知中部広域連合として介護保険を運営しています。



## みんなの介護保険 (令和6年度～令和8年度)

空知中部広域連合で発行している介護冊子です。

介護保険制度や手続きなどが確認いただけます。

※ご希望の方は、役場1階保健福祉課窓口で配付しています。

## 介護保険サービスの対象者等

私たちは40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。

65歳以上の方は、要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。

40歳以上の方は、介護保険の被保険者となります。

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
- 40～64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

介護保険のサービスを利用できる方は次のとおりです。

- 65歳以上の方（第1号被保険者）  
寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合
- 40歳～64歳までの方（第2号被保険者）  
初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、要介護状態や要支援状態になった場合

※特定疾病（全16種類）…骨折を伴う骨粗しょう症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、初老期における認知症、末期がん など

## 介護保険サービスの利用までの流れ

### 1 申請

介護認定の申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことが困難な場合などには、地域包括支援センター、成年後見人、または省令で定められた指定居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行して申請してもらうことができます。

### 2 訪問調査

調査員が自宅や入院先などに訪問して調査を行い、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。基本調査、概況調査、調査員による特記事項から構成される、全国共通の調査票に基づいて行われます。

### 3 かかりつけ医の意見書

空知中部広域連合の依頼で、主治医によって意見書が作成されます。主治医がいない場合は、指定した医師が診断をします。

### 4 審査

調査員が調査した内容のコンピューター判定結果や主治医の意見書などをもとに、保健、福祉、医療の専門家による介護認定審査会（毎週水曜日・空知中部広域連合）で介護を必要とする度合い（要介護区分）が判定されます。

### 5 認定

必要な介護の度合いに応じて、要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5・非該当の区分に分けられます。この区分によって利用できるサービスの内容や量が決められます。

原則として申請から30日以内に、空知中部広域連合から認定結果通知書と結果が記載された介護保険証が届きます。

### 6 サービス計画の作成

要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターの保健師など、要介護1～5と認定された方は介護支援専門員が、本人や家族とともに必要な支援内容について協議し、サービス計画を立てます。

### 7 サービスの利用

サービスの内容が決まったら事業者や施設との利用の契約をし、介護サービス計画や介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用した人は、その月に利用したサービス費用の1～3割を自己負担します（施設に入所した場合は、食費や居住費の負担もあります）。

## 8 更新

認定の有効期間は原則6カ月（更新の場合は12～48カ月）です。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から申請できます。

＊介護の必要な程度に変化がない場合 ⇒ 更新の申請をします。

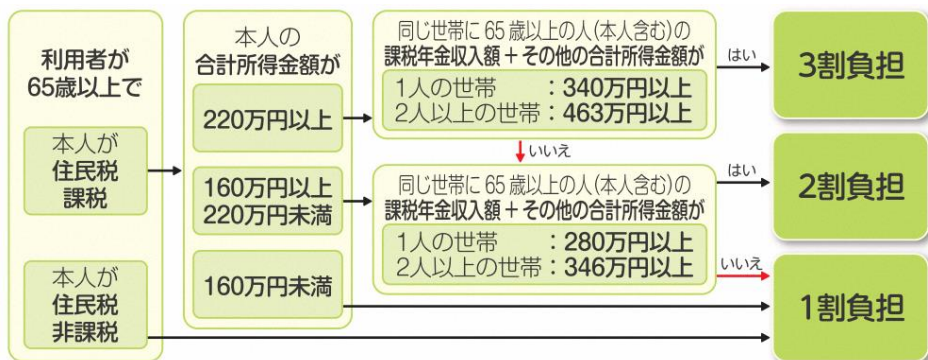
＊介護の必要の程度に変化があった場合 ⇒ 認定の変更を申請します。

お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030  
保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内） ☎72-2035

## 利用者の負担割合と負担軽減

**利用者負担割合**（収入などにより利用者負担の割合が決まります。）

介護サービスを利用したときは、かかった費用の1～3割が利用者の負担（利用限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担）となります。



### 利用者負担軽減

所得の低い方は、施設を利用した場合に係る居住費（滞在費）・食費の負担額が軽減されます【申請が必要です】。

### 高額介護サービス

1カ月の利用者負担が高額になったとき、同じ月に利用したサービスの利用者負担（1～3割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯の合計額）が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます【申請が必要です】

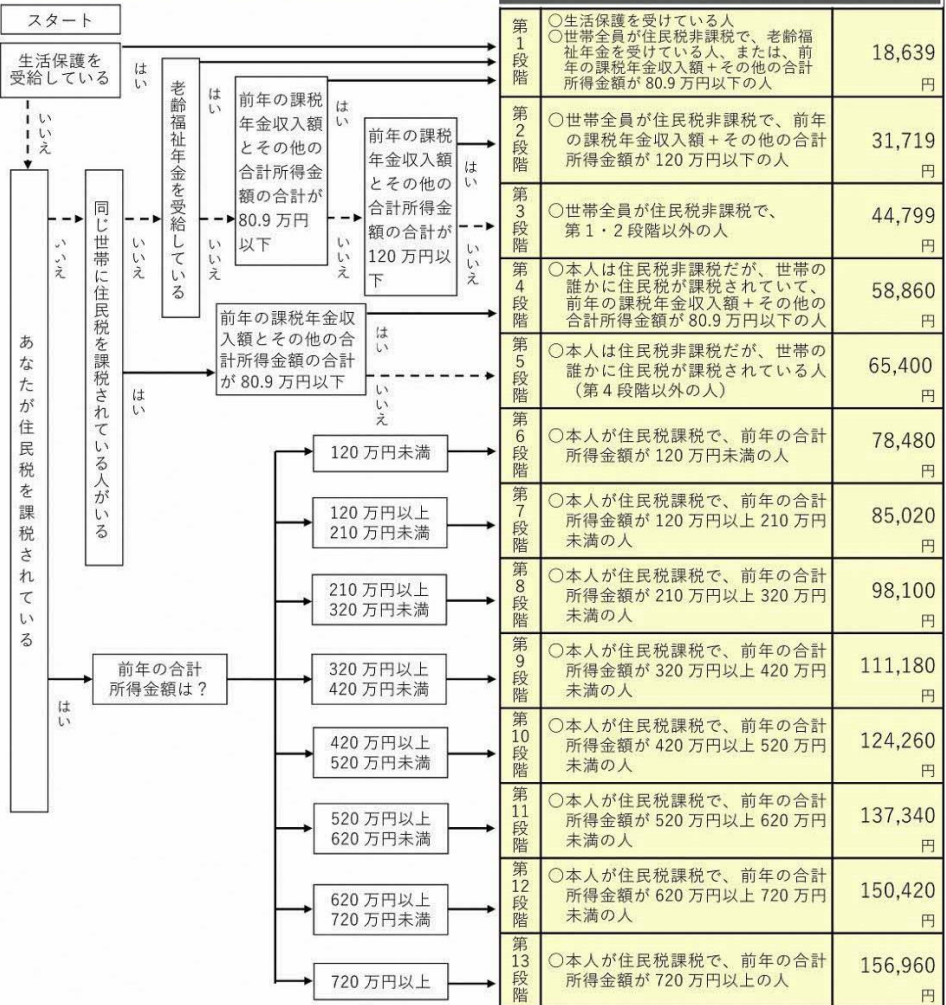
※詳しくは、お問い合わせください。

お問合せ 空知中部広域連合（奈井江町） ☎66-2152

## 介護保険料

介護保険は介護を必要とする方と、その家族を支えていくためにつくられた制度です。この制度を支える大切な財源となるのが、皆さんの納める介護保険料です。半分を公費（国・北海道・市町）で、残りの半分を皆さんの保険料で支える仕組みになっています。

### あなたの保険料を確認してみよう！



## 介護保険料の納め方

介護保険料は40歳から納めますが、40歳から64歳までの人を第2号被保険者といい、加入する健康保険（医療保険）の保険料の中で、医療分と合わせて介護分を納めます。

65歳以上の人は第1号被保険者といい、65歳になる月（誕生日が1日の方はその前月）から個人ごとに市町村または広域連合へ介護保険料を納めます。

徴収方法	特別徴収〔年金からの天引き〕	普通徴収〔納付書等で納付〕
対象年金額	年金受取額が年額18万円以上	年金受取額が年額18万円未満
納付方法	自動的に年金から差し引かれます	納付書や口座振替で納めます
納付期間	4月～翌年2月の間(年金月ごと)	8月～翌年3月の間

※ 次の方は、普通徴収となり、特別徴収が開始されるまでの間は一時的に納付書での納付が必要です。

- ・年度途中で65歳になった方
- ・所得更正により年度の途中で保険料段階が下がった方
- ・他の市区町村から転入された方
- ・年金の支給差し止めや、年金を担保に借り入れしている方
- ・受給されている年金の種類が変わった方
- ・年金の現況届が必要な方で、提出が遅れた方

## 介護保険料Q&A

- Q1. 介護保険サービスを利用していないのに、介護保険料を支払うのですか？
- A1. 介護保険は、国民みんなで介護が必要な人を支えていく目的でつくられた社会保険制度です。よって、介護保険サービスを利用している、していないにかかわらず、原則40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。
- Q2. 納付書が郵送されてきました。介護保険料は年金から差し引くのではないのですか？
- A2. 資格取得をされた方、特別徴収が一時的に止まった方は、特別徴収の準備が整うまで6カ月～1年かかります。よって、特別徴収が開始するまでの間（納付書がお手元に届いた方）は、納付書での支払いが必要になります。なお、特別徴収の開始時期は、資格取得日、年金受取時期、特別徴収の中止時期等の理由により、同じ誕生日の方であっても開始される時期が異なる場合があります。また、特別徴収へは自動的に変更されますので、手続きはありません。
- Q3. 年金から介護保険料を差し引くのではなく、自分で銀行で納める方法にすることはできますか？
- A3. 介護保険法により、納付方法は年金から差し引く特別徴収を優先すると法律で決められているため、納める方法を選ぶことはできません。

お問合せ 空知中部広域連合（奈井江町）

☎66-2152

## 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などが中心となって高齢者の介護、福祉、健康、医療などについて、さまざまな面から総合的に支援しています。

令和5年4月1日から、新十津川町地域包括支援センターは、社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会に業務委託して運営しています。

### 主な業務

#### ● 総合相談支援業務

高齢者の方やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談にも応じます。

#### ● 権利擁護事業

高齢者の方が安心していきいきと暮らすために、さまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

#### ● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネージャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行います。

また、より暮らしやすい地域にするために、医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワークづくりを行います。

#### ● 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2と認定された方は、介護予防のサービスが利用できるように支援をします。

なお、要支援の認定を受けていない方でも、支援や介護が必要となる可能性がある方は、町の介護予防事業が利用できるように支援し、また、自立した生活をしている方でも介護予防を目的としたボランティア活動や講座などに積極的に参加して、自発的に介護予防に取り組み、現在の健康な状態を維持する方法を一緒に考えます。

## 利用できるサービス（介護保険法に基づくサービス）

### 在宅介護サービス

訪問介護（ホームヘルプ）  
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護  
訪問看護・介護予防訪問看護  
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション  
通所介護（デイサービス）  
通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション  
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与  
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導  
短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護  
短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護  
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護  
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売  
住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

### 施設介護サービス

施設サービスは、要介護3～5の方が利用できます。特段の理由がある場合には要介護1～2の方も利用可能です。（要支援1・2の方は利用できません）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
- 介護老人保健施設（老人保健施設）  
状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
- 介護医療院  
主に長期にわたり、療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

### 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を支援するサービスです。原則として他の市町村のサービスは利用できません。  
※新十津川町の場合は、空知中部広域連合内の市町であれば利用が可能です。

新十津川町にあるサービスは以下のとおりです。

- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護予防認知症対応型共同生活介護

## 介護保険法に基づき町が実施しているサービス【主なもの】（地域支援事業）

### 介護予防訪問サービス

#### ●短時間訪問サービス

所要時間が1回あたり30分以内で週1回以内の有資格者（介護福祉士など）による身体介護、生活援助等の訪問サービスです。

- 費用 1回につき2,500円

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎74-6661

#### ●短期集中訪問サービス

緊急時や退院時に、所要時間が1回あたり30分以内で連続する30日以内に12回以内の、有資格者（介護福祉士など）による身体介護、生活援助等の訪問サービスです。

- 費用 1回につき2,500円

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎74-6661

#### ●簡易訪問サービス

所要時間が1回あたり30分以内で週1回以内の簡易な生活援助に限定した訪問サービスです。

- 費用 1回につき2,000円

お問合せ 新十津川ぴあネットワーク

☎74-6502

### 生活支援サービス

#### ●給食サービス（配食サービス）による見守り・声かけ

※詳細は、5ページをご覧ください。

### 一般介護予防事業

#### ●健康教室「すまいるあっぷ」

※詳細は、11ページをご覧ください。

#### ●地域リハビリ活動支援事業

※詳細は、12ページをご覧ください。

#### ●健康教育

※詳細は、13ページをご覧ください。

## 介護予防基本チェックリスト

下記の基本チェックリストにより介護予防が必要と判断された方は、要支援1、要支援2の認定を受けていなくても、介護予防サービスを利用することができます。

NO	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何にもつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことはありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6カ月間で2～3kgの体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	BMIが18.5未満ですか (BMI=体重 kg÷身長 m÷身長 m) (注1)	1.はい	0.いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれていますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

注1 BMIの求め方

BMI（体格指数）は体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で求められます。  
この時、身長はcm（センチメートル）ではなく、m（メートル）を使って計算  
します。

（例）体重60kg、身長150センチメートルの人

求め方  $BMI=60kg \div 1.5m \div 1.5m=26.7$

生活機能低下の該当となる方

- \* 1～20のうち、色つき部分が10個以上該当する場合
- \* 6～10のうち、色つき部分が3個以上該当する場合
- \* 11～12の2項目全てに該当する場合
- \* 13～15のうち、色つき部分が2個以上該当する場合

生活機能低下に該当した方で、サービスの利用などご相談がある方は、地  
域包括支援センターへご相談ください。

お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030

# 認知症の方への支援

認知症の進行段階に応じて、認知症の方とご家族に対して、さまざまな支援を行っています。



## 認知症あんしんガイドブック

認知症について、気づきのチェック、支援内容などが確認いただけます。

※役場1階保健福祉課窓口または地域包括支援センターで配付しています。

## 主な相談窓口

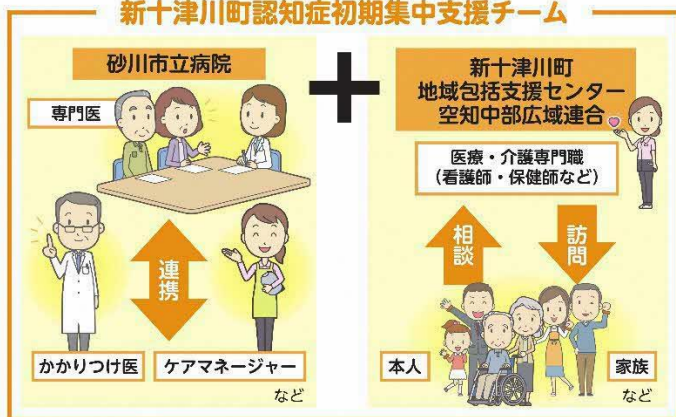
新十津川町地域包括支援センター	72-2030
<p>高齢者の生活や介護などの総合相談窓口です。</p> <p>*場所 字中央306番地3（改善センターみらいえ内）</p> <p>*相談日 平日 午前8時45分～午後5時30分</p>	
新十津川町社会福祉協議会	76-2600
<p>地域の福祉活動の拠点です。</p> <p>*場所 字中央306番地3（改善センターみらいえ内）</p> <p>*相談日 平日 午前8時45分～午後5時30分</p>	
地域の民生委員・児童委員 （保健福祉課子育て・福祉グループ）	72-2035
<p>地域の相談役です。担当地区の民生委員が知りたい方は、保健福祉課子育て・福祉グループまでご連絡ください。</p>	

## 認知症初期集中支援チーム ～必要な支援が届きにくい方に～

認知症またはその疑いのある方やご家族をチーム員が訪問し、ご本人やご家族が心配なことや困っていることなどをお伺いして、今後の対応などを一緒に考えます。概ね6カ月を目安に、医療や介護サービスに関する情報提供や助言等を行う集中的な支援を行います。

- 対象 40歳以上の町民。自宅生活しており認知症の症状などでお困りの方
- こんな場合に
  - \* 認知症疾患の診断を受けたいが、本人が受診を拒否している
  - \* 認知症による症状が強く、対応に困っている など

## 新十津川町認知症初期集中支援チーム



お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030

## 認知症カフェ〔まんまるカフェ〕

認知症当事者やその家族が、地域の方や専門家と相互に情報を共有します。また、認知症の診断後、介護サービスにつながるまでの空白の期間を支援します。

地域の皆さまもなたでも参加できます。体操やゲーム、おしゃべりなどを楽しみながら認知機能の低下を予防します。物忘れに関する相談も受けています。

- 開催日 毎月第3金曜日
- 参加費 200円
- 対象 町民
- 内容 談話、ゲームなど

お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030

## 認知症サポーター

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではなく、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者です。

認知症サポーターになるには90分程度の講座の受講が必要ですが、どなたでも受講できます。認知症について学びたい方、認知症の人やその家族の気持ちを理解したい方、困っている認知症の方の手助けをしたい方など、これまで多くの方が受講しています。受講した方には、認知症サポーターの証である「認知症サポーターカード」が配付されます。

●お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030



# 生活に関する困りごと

令和7年7月  
スタート

## ～ あんしんサポートセンター ～

次のようなお困りごとは、あんしんサポートセンターまでご相談ください。

- \* 物忘れがあり、お金の管理が不安
- \* 福祉サービスを利用したいが、自分ではできない
- \* 収入が不安定で生活費が足りない
- \* 成年後見制度について詳しく知りたい
- \* 訪問販売など悪質商法の被害を頻繁に受けている
- \* もしものとき、障がいのある子どもの生活が心配

### あんしんサポートセンターの事業

#### 相談・手続き支援

さまざまな心配ごとの相談、解決への手続きや助言、必要に応じて関係機関への橋渡しも行います。

#### 福祉資金の貸付

生活困窮世帯の相談に応じ経済的支援を行います。

#### 金銭管理・財産保全

判断能力が十分ではない在宅者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。

#### 成年後見制度普及啓発

判断能力が十分ではない方の権利と生活を守るための制度である成年後見制度の普及啓発を行います。

#### 市民後見人の養成

判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。

#### 法人後見の受任

新十津川町社会福祉協議会が家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人等に選任され、本人の支援を行います。

- 相談時間 月～金曜日 8：45～17：30（土日祝日、年末年始を除く。）
- 対象 どなたでも
- 相談費用 無料

※ あんしんサポートセンターは、成年後見制度等の権利擁護支援の「中核機関」を担っています。

お問合せ あんしんサポートセンター（改善センターみらいえ内） ☎74-7635



# もしものために

もしものに備えて、安否確認や緊急時・災害時の支援をします。

## ハートコール

詳細は、5ページに記載

ボランティアが定期的に安否確認をします。

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎76-2600

## 配食サービスによる安否確認

詳細は、5ページに記載

週に3回、昼食を配達して安否確認も行っています。

お問合せ 社会福祉協議会（改善センターみらいえ内）

☎76-2600

## 緊急通報システムの設置

詳細は、5ページに記載

緊急時にボタンひとつで消防署へつながる「通報装置」を設置します。

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

## 災害時避難支援制度

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいがある方などで、災害時や緊急時に、避難情報の伝達や安否確認、避難時の支援等を受けられるようにする制度です。事前に対象者の方の情報を登録し、近隣にお住まいの方を「避難支援者」として登録して、災害時や緊急時に備えます。

### ●対象者 次のいずれかに該当する方

- \* 75歳以上で構成する夫婦世帯や独居者
- \* 要介護認定区分が要支援以上の方
- \* 身体障害者手帳の1・2級の該当者
- \* 療育手帳A判定の方
- \* 自立支援医療受給者証交付者
- \* 精神障害者保健福祉手帳交付者
- \* 特定疾患医療受給者

### ●申請 「新十津川町避難行動要支援者登録申請書兼避難支援プラン」の記載

お問合せ 保健福祉課子育て・福祉グループ（役場内）

☎72-2035

災害対策事務局（役場2階総務課内）

☎76-2131

## 救急医療情報キットの配布

万が一の時に必要な情報（健康保険証・診察券の写し、薬の説明書、緊急連絡先等を書いた用紙、顔写真など）を容器に入れて、冷蔵庫に保管し、緊急時に活用するための媒体です。冷蔵庫の前に貼るシールがセットになっています。



- 対象者 災害時避難支援制度の対象者と同じ
- 費用 無料

お問合せ 地域包括支援センター（改善センターみらいえ内） ☎72-2030

## 中空知高齢者SOSネットワーク

警察・市町・保健所・消防・ハイヤー会社・公共交通機関等の関係機関や団体が協力して所在不明となった高齢者を速やかに発見し、無事に保護をするシステムです。

### ●高齢者の行方が分からなくなった時の連絡先

滝川警察署 生活安全課 ☎24-0110

### ●ご家族へのお願い

- ・高齢者の行方が分からなくなったら、できるだけ早く警察に連絡してください。時間が経つにつれ、行動範囲が広がり探しにくくなります。
- ・親戚、友人等思い当たるところへ確認し、見つけた時の連絡をお願いしておきましょう。
- ・何度か行方不明になったことのある高齢者は、同じ方向に行くことが多いので、心当たりを探してみましょう。

### ●普段からの心得

- ・衣類に名前、連絡先を記入したものを付けておきましょう。
- ・事前に近所の人へ協力を依頼しておきましょう。

お問合せ 空知総合振興局 保健環境部社会福祉課（岩見沢市）

☎0126-20-0109

# 相談窓口

担当者が相談に応じています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

お問合せ	相談の種類、内容
保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場内） <b>☎72-2035</b>	在宅支援機器、通院支援、緊急通報 除雪サービス 介護保険（介護に関する相談、転入・転出 などの手続き） 地域の老人クラブ、長寿を祝う会 地域リハビリ支援、災害時避難支援制度
保健福祉課 健康推進グループ（ゆめりあ内） <b>☎72-2000</b>	健康教育、健康相談、健康診断 予防接種
社会福祉協議会 （改善センターみらいえ内） <b>☎76-2600</b> 〔代表〕	給食サービス、ハートコール <b>☎76-2600</b> 健康教室「すまいるあっぴ」 <b>☎74-5343</b> 短時間訪問サービス <b>☎74-6661</b> 短期集中訪問サービス
あんしんサポートセンター （改善センターみらいえ内） <b>☎74-7635</b>	相談窓口、成年後見制度
地域包括支援センター （改善センターみらいえ内） <b>☎72-2030</b>	介護保険（介護に関する相談、介護認定申 請に関すること） 認知症カフェ、救急医療情報キット
空知中部広域連合（奈井江町） <b>☎66-2152</b>	介護保険（介護認定審査会・介護保険料に 関すること） 認知症初期集中支援チーム
教育委員会社会教育グループ （ゆめりあ内） <b>☎76-4233</b>	ふるさと学園大学、ゆめりあ部会
災害対策事務局（役場総務課内） <b>☎76-2131</b>	災害時避難支援制度



～作成～

新十津川町 高齢者ハンドブック  
 保健福祉課 子育て・福祉グループ